

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成21年11月17日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日		開 会
		午後 2 時 0 0 分
		閉 会
		午後 2 時 2 2 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 ○中 村 昌 治 二 木 栄 一 大 沢 洋 子 須 田 毅 藤 井 克 彦 角 尾 彰 央
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 佐藤同課議事班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 八木同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協 議 事 項	平成 2 1 年相模原市議会 1 2 月定例会の運営について (1) 陳情の取り扱いについて (2) 議事日程について
傍 聴 者	あり
署 名	委員長 中 村 昌 治

午後 2 時 0 0 分 開会

○中村委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 11 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

平成 21 年相模原市議会 12 月定例会の運営について

○中村委員長 (1) 陳情の取り扱いについてを議題とする。

前定例会で上程され、不採択となった陳情と同じ提出者から同様な陳情が提出されたので、取り扱いについて協議をお願いする。

お手元の資料 1 が、今回新たに出された陳情の内容である。確認して、協議してもらいたい。

お諮りした意味としては、9 月と同様のもので、時間が余り経過していない中で、内容の似た陳情が出てきた。この取り扱いについて、取り上げるべきかどうかについてということである。

ただいま諮っているのは、慣例集に請願・陳情について③という項目があり、相模原市議会として既に結論を出したもので、その後、特段の状況変化がないと認められるもの、これにぴったり当たるわけではないが、これに含まれる可能性があるということで、皆さんに協議してもらいたい。各会派の皆さんに、それぞれ意見を伺っていいか。

共産党。

○藤井委員 陳情を受け付ける中で、陳情者の意向なり、事務局でやりとりがあったら伺いたい。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 先日、この陳情を受けるに当たって、陳情者に言ったことは、項目が同じような内容となっているので、議会運営委員会で協議する場合があるという話をして、理解を得ている。あわせて、上程するかしないかについても、その中で決定するという話をした。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 事務局でそういう話をしたということだが、陳情者は、9月に出して、引き続き12月ということで、どんなことを言っていたのか、いなかったのかを伺っている。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 本人からすれば、陳情の趣旨を変えてきたという意向を持った中で陳情が提出されたと、受け付けをした職員からは聞き取りをしている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 私ども会派の部屋にも、この文書を持って見えて、出したいという話があって、ほかの会派にあったかどうか、そこまではよくわからないが、9月ではだめだったが、趣旨を工夫して、少しでも意を酌んでもらえるようにしたという話だった。陳情者としては、少し変えてみたので、もしかしたら採択してもらえるのではないかという思いを持って出していると受け取ったので、私どもとしては、審査の結果だが、やはり、まずは上程して、きちんと議論して結論を出すべきだと。9月に続いてという形だが、変えれば意を酌んでもらえるのではないかという気持ちを受けて、そのようにしてもらいたい。

○中村委員長 他に意見はあるか。

新政クラブ。

○須田委員 9月定例会で不採択となったが、そのときに十二分に議論し、審議を尽くした。今回も中身としては同じことなので、上程しなくていい。

○中村委員長 今、2会派から意見が出されており、共産党からは、陳情者としては別の内容ということで陳情を提出していると。

民主クラブ。

○角尾委員 共産党と同じような内容になると思うが、やはり開かれた議会としては、内容的に全く同じものであればまずいと思うが、内容、趣旨を変えてきたのであれば、もう一度検討してあげてもいいのではないかという考え方である。

○中村委員長 ほかの会派の皆さんはいかがか。

公明党。

○加藤委員 タイトルの部分で、今それぞれ話があったが、趣旨を変えてきているということと、理解してもらうような形での趣旨の内容に工夫をしてきているということだが、原則的には趣旨そのものは大きく変わっていないのではないかと思うので、上程に対しては、いかがかと思って
いる。ただ、項目も含めて、全体的には、新たに変わったものも出された
と受けとめざるを得ないと思う。

○中村委員長 状況によっては上程も考えられるという意見ということ
とでいいか。

公明党。

○加藤委員 ちょっと、あやふやで申しわけなかったが、私は、原則
は変わらないと思う。ただ、変わった内容の項目とか趣旨にはなっていて、
その辺は、ほかの会派の皆さんの受けとめ方も聞かせてもらえればと思う。

○中村委員長 無所属クラブ、いかがか。

○東條委員 基本的な姿勢として、出た陳情に対しては、きちっと上
程するのが、私たち議会としては必要というか、それが当たり前と思って
いる。私がこれを読んで思ったのは、大きく違うのは、窓口負担のゼロを
軽減というふうに広げているということで、軽減だったら了解できるとい
うことも含めて審議していいのではないかと思ったので、上程していいの
ではないかと思う。

○中村委員長 市民連合。

○二木委員 前回出された陳情の内容と見比べているが、基本的には
趣旨の内容は変わらない、目的、目指すところは変わらないと思うが、今、
東條委員も言ったように、部分的にでも変わっていれば、やはり、その陳
情は、同じ会期内でない以上は取り上げた方がいいのではないかと考えて
いる。

○中村委員長 創史会、いかがか。

○古内委員 市民連合と同じような考えだが、会期が違う中で、趣旨
も変えて提出してきたということで、陳情者の意を酌んで、少しでも前向
きに考えた方がいいと先ほど話をした。

○中村委員長 すべての会派から意向が示された。上程の必要はなし

が新政クラブ、各会派の状況を見て判断したいが公明党、それ以外の5会派は、ある意味条件つきだが、今回は上程していこうという方向でまとめさせてもらう。

新政クラブと公明党、何か意見があれば。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしては、前回の委員会、議会での議論の範囲を出ていない陳情という受けとめ方をしている。細かい部分が変わっているのは認めるが、陳情者、タイトルも同じで、趣旨もほとんど同じと受けとめているので、このような出し方で少しずつ変わってきて、毎回同じような議論をするのはどうかという意見はあるが、ほかの会派の皆さんが委員会で取り上げて、もう一度審議すべきという意見なので、そのとおりにしてもらえればと思う。

○中村委員長 公明党、いかがか。

○加藤委員 ほかの会派の意見も少し伺ってということで、会派の考え方に自主性がなかったように受けとめられると、それはちょっと趣旨が違うが、結論だけ言うと、今回は取り上げるということでいいと思う。

○中村委員長 すべての会派の皆さんが、陳情として取り扱うということでもまとまったので、そのような形で取り扱いたいと思う。確認をお願いする。

(2) 議事日程についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 それでは説明する。資料2をごらんいただきたい。

1 1月26日の本会議の運営について、若干追加でお願いしたい部分がある。通し番号64がゴシック体になっているが、追加で損害賠償額の決定についてという議案を提出したいという話があった。こちらの日程のとおり審議をお願いしたいと思っており、提案説明から質疑、委員会付託という流れでお願いしたい。

裏面の第6日目の21日だが、ゴシック体になっている部分について、特に大きな変更はないが、先日の議運で若干説明した部分と、一部、順番

の入り繰りがあるので、そこら辺を整理したということで了解してもらいたい。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言等があったらお願いします。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、確認してもらった。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 大変申しわけない。1点だけつけ加えさせてもらうが、この議案は、11月20日に皆様に送付する予定で準備を進めているということである。

○中村委員長 議案の送付は11月20日ということである。この件に関してもいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、各会派の皆さんに確認してもらった。よろしくお願いします。

その他、何か発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 陳情の受理、そして上程に当たって、今年度に入って2回ほど、きょうのような議論をする機会があったが、改めて、申し合わせ事項、7ページの③番、相模原市議会として既に結論を出したもので、その後、特段の状況変化がないと認められるものについては、議会運営委員会でその取り扱いを協議する、こういう取り決めだが、一般論としてこれを改めて読んでみたときに、陳情を出すのは市民で、いつも市政を見ているわけではないし、当然、議会にいる我々の認識とは違う。既に結論を出したものにはという、こういう一般的な切り口というか、こういうことで陳情に対してハードルを設けることはいかかなものかと改めて強く思うようになった。この規定がつけられたとき、非常に異様な状況、1つの案件について陳情が何十と出る、件名も変え、いろいろな人が何人かで、経験したことのないことがあった中でこれが入れられたが、そのときに、こういう形で一般化する必要が本当にあったのだろうか、私は最近、強く思っている。できればこれは削除した方が、議会と市民の関係ではいいのではないか。必要があれば、いつでも議運の委員の発議で議運は開けるし、議長や委員長が必要だと思えば開いて協議できるから、何でもかんでも一

般化してルール化すると、それがすごく重い規範となって、壁になっていくように感じているので、意見として言わせてもらいたい。

○中村委員長 ただいまの共産党の意見は、また別の機会に皆さんで審議してもらって1つの問題点を提起してもらったと受けとめてもらいたい。そんなことでいいか。――

あした夕方5時に代表質問の通告の締めもあり、この後、代表者会議もあるので、問題提起があったということで取り扱いをしたいと思う。

その他、何か発言があるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 先日の議運の中で説明不足のところが1件あったので説明させてもらうが、相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を最終日に提出したいという話をしているが、委員会提出議案なので、提案説明は委員長にお願いしたい。確認してもらいたい。

○中村委員長 ただいまの説明について、いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、代表して提案説明をさせてもらう。

その他、何かあるか。――

それでは、次回の議会運営委員会は、12月21日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後2時22分 閉会